

第100回川崎市都市計画審議会を開催します

令和7年2月12日(水)に第100回川崎市都市計画審議会を開催します。都市計画議案8件とその他議案2件、計10件の議案審議を行います。

1 日 時 令和7年2月12日(水) 午後2時30分から

2 場 所 川崎市役所第3庁舎18階 大会議室
(川崎市川崎区東田町5-4)

3 審議案件

(1) 都市計画議案

- | | |
|---|---------|
| ア 川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 | (諮問・答申) |
| イ 川崎都市計画都市再開発の方針の変更 | (諮問・答申) |
| ウ 川崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更 | (諮問・答申) |
| エ 川崎都市計画防災街区整備方針の変更 | (諮問・答申) |
| オ 川崎都市計画区域区分の変更(第8回線引き見直し) | (諮問・答申) |
| カ 川崎都市計画用途地域の変更
(第8回線引き見直し、川崎駅西口大宮町地区) | (諮問・答申) |
| キ 川崎都市計画高度地区の変更
(第8回線引き見直し、川崎駅西口大宮町地区) | (諮問・答申) |
| ク 川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更(第8回線引き見直し) | (諮問・答申) |

(2) その他議案

- | | |
|--|---------|
| ア 用途地域の指定のない区域における建築物の容積率等の指定について
(第8回線引き見直しに伴う所要の整備) | (諮問・答申) |
| イ 川崎市立地適正化計画の策定について | (諮問・答申) |

以上の議案審議を行います。

(審議結果につきましては、審議会終了後、報道発表資料によりお知らせします。)

4 傍聴の定員

10人(報道関係者を含む)

※傍聴定員を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

問合せ先
川崎市まちづくり局計画部都市計画課 大場
電話 044-200-2710